

年金定期バースデー500

(平成29年10月1日現在適用中)

1. 商品名	年金定期バースデー500
2. 販売対象	・ 当行で公的年金を受け取っている方および新たに当行をご指定していただいた方
3. 期間・継続回数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初預入日が誕生日の場合 預入期間1年ものの自動継続式スーパー定期（利払式）とします。 ただし、継続の回数は9回を限度とします。 ・ 当初預入日が誕生日でない場合 満期日を誕生日に合わせた、預入期間1年以上2年未満（期日指定）の「自動継続式スーパー定期（利払式）」とします。ただし、初回満期日後の預入期間は1年ものとし以後も同様とします。なお、本定期預金の継続の回数は9回を限度とします。
4. 預入方法	<ul style="list-style-type: none"> （1） 預入方法 （2） 預入金額 （3） 預入単位
5. 払戻方法	・ 当行の口座開設店窓口で、満期日以後に元金と利息を払い戻します。
6. 利息	<ul style="list-style-type: none"> （1） 適用金利 （2） 利払頻度 （3） 計算方法

<p>6. 利 息</p> <p>(4) 税 金</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間の源泉徴収税率は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。 法令に定められた条件を満たす個人の場合は、申告等の所定の手続を行うことによりマル優(非課税)の取扱いを受けることができます。
<p>7. 手 数 料</p>	<p>——</p>
<p>8. 付加できる特約事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 金額1万円以上のものは、総合口座の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.50%を上乗せした利率)
<p>9. 預金保険の適用</p>	<ul style="list-style-type: none"> 適用されます。(保護対象預金等の合算で、1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。)
<p>10. 元本欠損リスクと要因</p>	<p>——</p>
<p>11. 権利行使上の制限 ・ 中途解約の制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> やむを得ず満期日前に解約する場合は、下表13. の中途解約利率を適用します。
<p>12. 想定されるリスク</p>	<p>——</p>
<p>13. 中途解約時の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨)により計算した利息とともに払い戻します。 ただし、計算した利率が普預利率を下回るときは普預利率とします。 <ul style="list-style-type: none"> 預入期間が6ヵ月未満の場合………解約日における普通預金利率 預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合…約定利率×50% 預入期間が1年以上2年未満の場合……約定利率×70%
<p>14. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 取扱期間中であっても、金融情勢等によっては新規申込の受付を中止する場合があります。
<p>15. 預金取引に関わる ご相談・苦情窓口</p>	<ul style="list-style-type: none"> 預金取引に関するご相談・苦情等については下記の窓口でお受けします。 静岡中央銀行 <ul style="list-style-type: none"> 【ご連絡先】お客様相談窓口 【電話番号】0120-700-858 【受付時間】午前9時～午後5時(祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日) 【Eメール】info@shizuokachuo-bank.co.jp 一般社団法人全国銀行協会(指定紛争解決機関) <ul style="list-style-type: none"> 【ご連絡先】全国銀行協会相談室 【電話番号】0570-017109(一般電話から)または03-5252-3772(携帯電話・PHSから) 【受付時間】午前9時～午後5時(祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日)